

国立大学法人小樽商科大学宿舎に関する事務取扱要項

(平成16年7月15日制定)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における宿舎の維持及び管理に関する必要な事項を定めることにより、宿舎の適正な管理並びに効率的な運用を図ることを目的とする。

(宿舎の申請及び承認)

第2条 学長は、宿舎を貸与しようとするときは、貸与しようとする役職員から別紙様式1による宿舎貸与申請書を提出させるものとする。

2 学長は、駐車場を貸与しようとするときは、貸与しようとする役職員から別紙様式2による宿舎（駐車場）貸与申請書を提出させるものとする。

3 学長は、宿舎の貸与を承認したときは、前2項の区分に応じ、貸与承認書を交付するものとする。

4 学長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が宿舎に入居したとき又は駐車場の専用を開始したときは、すみやかに別紙様式3による宿舎入居届を提出させるものとする。

(同居の申請及び承認)

第3条 学長は、被貸与者が、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、別紙様式4による宿舎同居申請書を提出させるものとする。

2 学長は、前項の申請書の提出があった場合においては、事情を調査し、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認めるときは、これを承認することができる。

3 学長は、前項の規定により承認したときは、別紙様式4による宿舎同居承認書を交付するものとする。

(宿舎の構造及び規格)

第4条 宿舎の構造は、次の表のとおりとする。

構 造	名 称
ブロック造	B
鉄筋コンクリート造	R C

2 宿舎の規格は、次の表のとおりとする。

延 べ 面 積	規 格
62平方メートル未満	b
62平方メートル以上 72平方メートル未満	c
72平方メートル以上 87平方メートル未満	d
87平方メートル以上	e

(駐車場の面積)

第5条 駐車場の面積は、12.5平方メートルとする。

(貸与基準)

第6条 学長は、宿舎を貸与する場合においては、原則として以下の基準によるものとする。

- (1) 役員・同居人数2名以上の世帯者 c以上
- (2) 独身者・単身者 b

2 前項の規定にかかわらず、学長が適当と認める場合はこの限りではない。

(明渡し)

第7条 学長は、被貸与者が宿舎を明け渡したときは、すみやかに別紙様式5による宿舎明渡届を提出させるものとする。

(明渡猶予の申請及び承認)

第8条 国立大学法人小樽商科大学宿舎規程（以下「宿舎規程」という。）第9条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同項ただし書の規定により引き続き当該宿舎を使用しようとする場合には、同項本文に規定する期限までに、別紙様式6による宿舎明渡猶予申請書を学長に提出してその承認を受けなければならない。

2 学長は、前項の申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、宿舎規程第9条第1項ただし書きに規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

3 学長は、前項の規定により承認をしたときは、別紙様式6による宿舎明渡猶予承認書を交付するものとする。

(明渡しのための措置)

第9条 学長は、宿舎規程第9条第1項又は第2項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、これらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、すみやかに明け渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとるものとする。

(宿舎を明け渡さない場合に支払うべき損害賠償金)

第10条 宿舎規程第9条第3項に規定する損害賠償金の額は、同項に規定する明け渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に应ずる当該宿舎の使用料の額の3倍に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる場合で、学長がその額を軽減することがやむを得ないものとして認める場合には、その定める期間に限り、1.1倍に相当する金額とする。

- (1) 宿舎の貸与を受けた者が、公庫、公団、その他特別の法律により設立された法人に使用されるため退職した場合
- (2) 宿舎規程第9条第1項第1号及び第3号に該当する事由により、当該宿舎を明け渡さなければならないとなった場合であって、次に掲げる要件の一を備えるとき
 - イ 居住者の同居者が肢体不自由等心身に障害を有し、又は病気のため住居の移転が極めて困難である場合
 - ロ 職員が、発令時において、その子弟（原則として、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校に在学中の子弟とする。）の教育上、直ちに住居の移転をすることが困難な場合

2 軽減措置ができる期間は、原則として、宿舎規程第9条第1項の規定による宿舎を明け渡さなければならない日（明け渡しを猶予された場合は、明け渡さなければならない日と定められた日。）の翌日から起算して3年を超えないものとする。

（宿舎の損害賠償金の軽減申請及び承認等）

第11条 学長は、前条第1項ただし書きの規定により宿舎の損害賠償金の額を軽減しようとするときは、宿舎の貸与を受けていた者から別紙様式7による宿舎損害賠償金軽減申請書を提出させるものとする。

2 学長は、宿舎の損害賠償金の軽減を承認したときは、別紙様式7による宿舎損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

（損害賠償金の請求）

第12条 学長は、宿舎規程第9条第1項又は第2項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者がこれらの規定による明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、その者に対し、第10条に規定する損害賠償金の支払を請求するものとする。

（模様替等の工事の承認）

第13条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎について自己の負担において模様替その他の工事を行う場合には、あらかじめ、別紙様式8による宿舎模様替等申請書を学長に提出してその承認を受けなければならない。

2 学長は、前項の申請書の提出があったときは、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、当該宿舎を明け渡す際現状に回復し、又は当該工事の目的物を本学に寄付し、若しくは当該工事に係る本学に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認することができる。

3 学長は、前項の規定により承認をしたときは、別紙様式8による宿舎模様替等承認書を交付するものとする。

（被貸与者の義務違反に対する措置）

第14条 学長は、被貸与者が宿舎規程第7条に規定する義務を履行しないため当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、期限を付して、すみやかにその履行を要求するものとする。

附 則

1 この要項は、平成16年7月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 宿舎規程附則第2条により、本学の宿舎（出資された合同宿舎）に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員が入居することとなる場合については、次のとおりとする。

(1) 当該宿舎を維持管理する本学は、当該国等の職員が退居するまでの間、財務局に対し、当該宿舎の無償貸付を行う。

(2) 当該国等の職員の入居している宿舎に係る宿舎使用料については、財務局が収納する。

(3) 当該宿舎については、入居中の職員の退居後は、原則として新たな国等の職員は入居できない。

(4) 当該宿舎の管理業務及び宿舎設備の修繕等については、本学が行う。ただし、原状回復等入居中の国等の職員が負担する修繕についてはこの限りでない。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所
 所 属 部 課 名
 職 名
 フ リ ガ ナ
 氏 名

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。
 宿舎の使用については、国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している 保有していない
（以下該当者が記載）
自 宅 の 所 在 地
宿舎貸与の必要性が失われない理由

3 同 居 者

氏 名	年 令	性 別	本人の職	職 業	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についてもあわせて承認します。

記

1 宿 舎

種 類	構 造	所 在 地		戸 番
有 料		小樽市 丁目 番		棟 号
専 用 面 積		宿舎使用料月額	入 居 日	備 考
㎡		円	年 月 日	裏面2の貸与の条件参照

（注）宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

(裏面)

2 宿舍貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ)は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舍につき学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舍が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。
 - 一 役職員でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 当該宿舍について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 本学において当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舍の貸与の承認を受けた者は、1の入居日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出ると共に、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、すみやかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舍担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。
- (10) 鉄筋及びブロックでは犬、猫等のペットを飼ってはならない。
- (11) 上記の他、被貸与者は、宿舍の使用についての指示に反してはならない。

宿舎（駐車場）貸与申請書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所 _____

所 属 部 課 名 _____

職 名 _____
 フ リ ガ ナ _____
 氏 名 _____

下欄記載の駐車場の貸与を受けたいので申請します。駐車場を含め宿舎の使用については、国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・形式		自動車の登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿舎（駐車場）貸与承認書

上記申請者に対し、下記のとおり駐車場の貸与を承認します。

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

記

1 宿舎

種 類	所 在 地	宿舎名及び戸番
有 料		
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	裏面 2 の貸与の条件参照

駐車許可票の有無

有
 無

管理人氏名

(宿舎担当係)
 会計課管理係長

確認印

(裏面)

2 駐車場貸与の条件

- (1) 被貸与者(駐車場の貸与を受けている者をいう。以下同じ)は、善良な管理者の注意をもって駐車場を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、駐車場の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは駐車場用以外の用に供し、又は学長の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により駐車場を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により駐車場が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から20日以内に駐車場を明け渡さなければならない。
 - 一 役職員でなくなったとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - 四 駐車場について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - 五 本学において駐車場の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者が駐車場を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出ると共に、駐車場を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (7) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式・登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。
- (8) 上記の他、被貸与者は、駐車場及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

宿 舎 同 居 申 請 書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

現 住 所
 所 属 部 課 名
 職 名
 フ リ ガ ナ
 氏 名

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので申請します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

2 同居させようとする期間 年 月 日から 年 月 日

3 同居させようとする理由

4 宿舎の構造・規格及び面積

5 現在の同居者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

宿 舎 同 居 承 認 書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

上記申請のことについては、承認します。

別紙様式 5

宿 舎 明 渡 届

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

所属部課名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

このたび、下記のとおり宿舎を明け渡しましたのでお届けします。

記

1. 宿 舎 所 在 地 名 小樽市 丁目 番 号

2. 宿 舎 名 及 び 戸 番 宿 舎

3. 宿 舎 明 渡 日 年 月 日

4 宿 舎 明 渡 後 の 住 所

5 宿 舎 明 渡 後 の 連 絡 先 電 話 番 号

6 宿 舎 明 渡 の 理 由

7. 駐 車 場 の 指 定 保 管 場 所

8. 駐 車 場 明 渡 の 理 由

9. 原 状 回 復 完 了 又 は 予 定 日 年 月 日

管理人記載事項

1. 宿舎明渡しの際に特に指示した事項
2. その他参考事項

会計課管理係長

印

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

宿舎名及び戸番

旧所属部課名

旧 職 名

氏 名

年 月 日付けで転勤（退職）となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 宿舎明渡しのために講じつつある措置（具体的詳細に記入すること。）
- 3 猶予を必要とする理由（具体的詳細に記入すること。）
(1)

(2) 家族状況（同居者を含む。）

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業	備 考

- 4 駐車場の有無 有（指定駐車場番号 ）・ 無

- 5 新勤務先及び電話番号

宿舎明渡猶予承認書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舎の明渡しを猶予する。
なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、法令の規定により、使用料の3倍に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

宿舎損害賠償金軽減申請書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

旧所属部課名

氏 名

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国立大学法人小樽商科大学宿舎に関する事務取扱要項第10条第1項ただし書きの規定による損害賠償金の軽減をうけたいので、所要の証明を添えて申請します。

1. 理由

2. 宿舎

宿舎名及び戸番	宿舎規格	宿舎所在地	駐車場の指定 保管場所	宿舎明渡 予定期日

3. 現在の勤務先及び職名

4. 居住者

氏 名	年齢	性別	本人との続柄	職業（学年）	扶養手当支給 の有無

上記の申請者を、引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむをえないことを証明します。

任命権者 国立大学法人小樽商科大学長 印

宿舎損害賠償金軽減承認書

上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印

記

1. 軽減措置の期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

2. 損害賠償金の額 月額 円

3. 条件

(1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届出なければならない。

(2) 損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が国立大学法人小樽商科大学宿舎規程第9条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。

宿 舎 模 様 替 等 申 請 書

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

宿舎名及び

戸 番

所属部課名

職 名

氏 名

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

1. 工事内容の詳細及び工事経費

2. 工事をしようとする理由

- 3 工事施工についての条件
 - (1) 宿舎明渡しのときまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を大学に寄付する。
 - (3) 工事に係る大学に対する請求権を放棄する。

宿 舎 模 様 替 等 承 認 書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長

印